## 第7章 計画の推進

# 1 計画の推進体制

### (1) 市民と行政の協働による計画の推進

高齢者や障がいのある人をはじめ地域福祉の課題は、当事者や、その家族の努力や 行政の支援だけで解決できるものではありません。高齢者が住み慣れた地域で安心し て暮らし続けるためには、地域住民によるさまざまな支援が必要であり、市民一人ひ とりがこの計画の推進役となる必要があります。そこで、本計画の推進にあたっては、 広く市民に協力を求め協働による施策の展開を目指します。

### (2) 関係機関との連携

保健・医療・福祉・介護の視点から計画を総合的に推進し、高齢者を地域全体で見 守り、支援する地域包括ケアシステムの構築を図るため、医師会、歯科医師会、薬剤 師会、社会福祉協議会等関係機関との連携を強化します。

また、広域的に取り組む必要のある事項については、県および圏域内の市と連携して推進していきます。

### (3) 庁内体制の整備

本計画は介護・福祉の分野に限らず、広範囲な分野にわたった計画であるため、計画の推進にあたっては、介護保険・障がいグループおよび福祉まるごと相談グループが中心となって福祉部内はもとより関係部署との横断的な連携・調整を図ります。

## 2 計画の点検体制

#### (1) 介護保険審議会

本計画の実効性を高め、目標を達成していくためには、計画の進捗状況を把握し、評価することが重要であり、外部からの進捗管理や評価により、計画のより適切な執行を担保することになります。

このような考えから、本市においては、介護保険の導入と同時に、条例により介護 保険審議会を設置し、高齢者施策に関する評価や提言、方向性を検討しています。

今後も、引続き、介護保険審議会において「高浜市介護保険・介護予防の総合的な 実施及び推進に関する条例」第29条に規定する以下の事務を所掌していきます。

- ① 介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の進捗状況等に関する調査審議
- ② 介護保険制度における苦情処理に関する事項
- ③ 介護保険制度における第三者評価に関する事項
- ④ その他高齢者保健福祉に関する事項等

#### (2) 地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターの公正・中立性の確保、その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため地域包括支援センター運営協議会を設置し、その運営について評価や方向性を検討しています。

また、保険者が監理・指導を行う地域密着型サービスにおいても、その適正な運営を図るため、地域包括支援センター運営協議会において、評価等を行っています。

なお、協議会の構成については、専門的な見地から審議する必要があるため、介護 保険審議会と同様の構成員となっています。

今後も、引続き「高浜市地域包括支援センター等運営協議会設置要綱」第2条に規定する以下の事務を所掌していきます。

- ① 地域包括支援センターの設置及び運営状況に関する事項
- ② 予防給付に係るマネジメント業務に関する事項
- ③ 地域密着型サービスの指定、更新及び報酬に関する事項等

### (3) PDCAサイクルによる計画の進捗管理

介護保険審議会による本計画の進捗管理は、計画に掲げる目標や施策が高齢者のニーズに応じて的確に実行されているかなど、その達成状況を点検、評価し、次年度以降の施策・事業の実施に反映するPDCAサイクルにより行います。

### ●計画の進捗管理(PDCAサイクル)

